

奨学生募集要項（2025年度）

No. 601

大学経由応募（B区分）

奨学団体名 （奨学金名称）	石川県育英資金（石川県教育委員会）		
2025 募集人数	全国で80名 （緊急採用枠は5名以内）		
募集学年	学部生		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部		
大学締切時期	2025年5月9日（金）		
給付	無	貸与	月額 44,000円
授業料相当額支給	無		
（採用時）一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	—	出身地制限	保護者等が石川県内に引き続き3年以上居住していること
その他応募条件	・ 日本学生支援機構の貸与奨学金を受けていないこと （申請中の場合で両者に決定した場合は、いずれかを選択すること） ・ 収入基準あり（※募集要項参照） ・ 連帯保証人（原則として父母）が必要 ・ 緊急採用枠は、家計が急変したことが分かる書類を要提出 ・ 申請書類は、HPよりダウンロードすること		

令和7年度

石川県奨学生志願のしおり

石川県教育委員会

対 象 大学生
高等専門学校生（4・5年生）
専修学校生（専門課程）

石 川 県 育 英 資 金

1 奨学金の種類・金額等（令和7年度）

種 類	給貸与 区 分	対 象	募集人員	学年等	月額単価（円）
石川県育英資金	貸与	大学生 (高等専門学校4・5年生を含む)	80名	大学 1～6年生	44,000
				高等専門学校 4・5年生	44,000
		専修学校生	15名	専門課程 1～3年生	44,000

2 奨学生の資格

次のア～エのすべての要件を満たしていること。

ア 大学（大学院を除く。）、高等専門学校（４～５年生）又は専修学校（修業年限が２年以上の専門課程に限る。）に在学する学生であること。

イ 保護者等が石川県内に現に引き続き３年以上居住していること。

ウ 勉学意欲があり、かつ、(注)学資の支弁が困難な者であること。

エ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていない者であること。

※ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との併願申請は可能ですが、重複して借りることはできません。
両方に決定した場合は、どちらかを選択してください。

(注) 貸与を受けるための父母双方の年収の上限額は、おおむね次の表のとおりです。

世帯人員	世帯構成	双方の年収の上限額
3人	父親、母親、本人	900万円程度
4人	父親、母親、本人、弟妹1人（高校生）	1,000万円程度
5人	父親、母親、祖父（母）、本人、弟妹1人（高校生）	1,050万円程度
6人	父親、母親、祖父、祖母、本人、弟妹1人（高校生）	1,090万円程度

※ 表の「年収の上限額」は、あくまでも目安で、世帯の構成・事情により異なります。

また、選考においては、学業成績も含めて審査いたします。

3 募集の時期、手続き

願書及び必要書類を在学する学校が指定する期限までに学校へ提出してください。郵送・メール等による提出については、学校にお問い合わせください。なお、直接県に提出されても受理できません。（県が各学校から募集する期間は4月10日（木）から5月15日（木）です。）

4 提出書類について

- (1) 奨学生願書
- (2) 家族全員の記載がある住民票（市町発行）
- (3) 父母双方（又はこれに代わる者）の令和5年分の所得証明書（市町発行）
- (4) 父母双方（又はこれに代わる者）の令和6年分の所得に関する書類【次ページの一覧表参照】
- (5) 就学者全員の在学証明書又は学生証の写し
- (6) その他特別な事情がある場合の証明書類（例：障害者手帳の写し、診断書等）

(1) 奨学生願書

願書は選考上の重要な書類ですから、事実を具体的かつ詳細に記入してください。願書は学校から受取るか、県ホームページからダウンロードしてください。

◇記載の仕方

- ①「家族の状況」欄には、同一生計の家族について、「続柄」「氏名」「年齢」欄等を記入するとともに、父母双方（又はこれに代わる者）の「収入の種類」「収入金額」欄を記入すること。

◎ 同一生計の家族とは、次に当てはまる者をいいます。

- ・同一の住居に居住している者
- ・主として、家計を維持している者であって、出稼ぎ又は勤務地の関係で別居している者
- ・就学や病気療養のために一時別居している者

※ 別居独立している兄弟姉妹、生計を異にしている別居の祖父母は同一生計の家族とはみなしません。

- ②「収入の種類」欄は、給与、農業、事業、年金、不動産、その他の区分で該当するものを記入すること。（収入がない場合は、「無」とすること。）

- ③「収入金額」欄には、令和6年における収入金額をもれなく記入すること。

ア 給与所得の場合は、総収入金額（給与所得控除前の金額）を記入すること。

イ 令和7年に新たに就職した場合は、出願時現在の月収及び賞与を考慮の上、1年間の収入見込金額を記入すること。

ウ 自営業、農業等の事業所得の場合は、総収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入すること。

エ 出願時に失業中の場合でも、アルバイト、内職等の収入がある場合は年間収入額を記入すること。

- ④「就学者」欄は、以下に在学する人について記載すること。

小・中・高校、高専、特別支援学校、短大、大学、大学院、専修学校（高等課程・専門課程）

- ⑤「長期療養者」「障害者」欄には、本人又は家族の中で該当する者がある場合にのみ記入すること。

◎「長期療養者」とは、出願時現在において長期間（半年以上）療養中もしくは療養する見込みがあり、経済的に特別に支出している者をいいます。

- ⑥「奨学金希望理由」欄には、奨学金を希望する理由を詳細に記入すること。

- ⑦「連帯保証人」は、原則として父母とする。父母がいない場合や、特別な事情がある場合は、これに代わる者とする。ただし、将来奨学金返還の責任を負う者であること。

また、貸与終了時の借用証書提出のときは、さらに別生計の保証人1人を要するので、あらかじめ考慮しておくこと。

- ⑧「奨学生推薦調書」は、学校が記入するので、本人は記入しないこと。

- ⑨ その他願書の「記載上の注意」を参照すること。

(2) 家族全員の記載がある住民票（市町発行）

- ・個人番号の記載は省略すること。
- ・令和7年4月以降に取得したものであること。

(3) 父母双方（又はこれに代わる者）の令和5年分の所得証明書（市町発行）

- ・父子世帯又は母子世帯の場合は、父のみ又は母のみの所得証明書でよいこと。
- ・パート勤務や無職である場合でも、「令和5年分の所得証明書」又は「令和6年度の非課税証明書」を提出すること。

※ 所得証明書を取得する窓口で「令和5年中の収入が分かるもの」とお伝えいただくと確実です。

(4) 父母双方（又はこれに代わる者）の令和6年分の所得に関する書類

次の表を参照の上、父母双方（又はこれに代わる者）の書類を添付すること。

区 分	対 象	提 出 す る 書 類
給与収入がある場合 （パート・アルバイト・内職等による収入を含みます）	令和7年1月以降就業状況に変化（新規就職・転職等）がないとき	★令和6年分の源泉徴収票の写し
	令和7年1月以降就業状況に変化（新規就職・転職等）があるとき	★給与支払明細書の写し（直近3ヶ月分） 又は令和7年分給与支給見込証明書
事業収入等がある場合		★令和6年分の確定申告書の写し 〔国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した場合には、受信通知及び申告データ出力分の写しでも可〕
年金収入がある場合		★次のいずれかの書類 ・令和6年分の公的年金等の源泉徴収票の写し ・年金額改定通知書の写し ・その他年金収入を証明できる書類
出願時に失業している場合	雇用保険を受給していない（又は受給予定のない）とき	★離職票の写し又は退職証明書
	雇用保険を受給している（又は受給予定）のとき	★雇用保険受給証明書の写しなど、 雇用保険の受給額を確認できる書類

(5) 就学者全員の在学証明書又は学生証の写し

就学者全員分（志願者本人、小・中学生分は不要）を添付すること。

(6) その他特別な事情がある場合の確認書類

＜長期療養者がいる場合＞

医師等の診断書及び今後の年間支出の見込みを確認できる書類

＜障害者がいる場合＞

障害者手帳等の写しなど、障害を持っていることを確認できる書類

＜その他考慮すべき特別な事情がある場合＞

- ・令和6年能登半島地震・奥能登豪雨等の災害に被災したことを証明できる書類（罹災証明等）の写し
- ・福祉事務所、市町、民生委員等が発行するそれらの事情を確認できる書類

5 採用決定

奨学生願書及び学校長の推薦調書をもとにして、選考審査会に諮り、採否は7月（予定）に学校長を通じて通知します。

6 貸与期間、方法

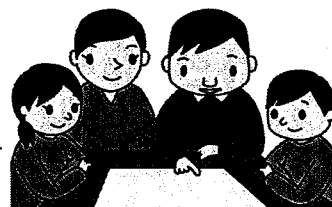
採用を決定したときから卒業（終了）予定年月まで、原則、毎月1回本人名義の預金口座に振り込みます。
（初回は、令和7年4月から初回の振込月までをまとめて振り込みます。（8月下旬を予定））

7 返還について

- (1) 奨学金の貸与が終了したときは、連帯保証人（原則父母とし、父母がいない場合や、特別な事情がある場合にはそれに代わる者とする。）及び保証人連署の上、印鑑登録証明書を添付して、奨学金借用証書を提出することになります。
- (2) 返還は貸与終了の1年後（途中辞退者は6ヶ月経過後）から始まり、原則「口座振替」となります。
 返還は無利子で、返還期間及び返還方法については、最長20年以内（貸与総額等により異なる）で年賦・半年賦・月賦があり、これらは奨学金借用証書提出時に本人の申し出により決定されます。
 なお、進学、病気、その他正当な理由があると認められるときは、願出により返還を一定期間猶予することができます。
- (3) 正当な理由がなく資金の返還が遅延したときは、年10%の割合で計算した額の延滞利息の徴収や、返還残額の全部又は一部の繰上げ返還を請求することがあります。
 なお、就職先等による返還免除制度はありませんので留意してください。

8 申請をする前に

石川県育英資金は無利子ですが、元本は全額返還の必要があります。
将来の返還計画について家族で考えておきましょう。



Q1. 大学で4年間、育英資金を借りると総額はいくらになりますか？

A1. 月額44,000円で48ヶ月なので、2,112,000円になります。

Q2. 返還はいつから始まりますか？

A2. 卒業して1年後から返還が始まります。

Q3. 返還は誰が行うのですか？

A3. 奨学生本人又は連帯保証人（原則、父又は母）が行います。

なお、失業や病気など返還が困難な理由がある場合には、返還を一定期間猶予することができます。

Q4. どのような返還方法がありますか？

A4. 返還は月払い、半年払い（6月、12月）、年払い（12月）から選択します。原則、口座振替で返還します。

Q5. 返還年数はどれくらいですか？

A5. 最長で20年です。また、5年刻みで短くすることや一括返還もできます。

Q6. 1回の返還額はそれぞれどれくらいですか？

A6. 貸与総額2,112,000円（大学で4年間貸与）の1回の返還額は次のとおりです。

<返還例>

貸与総額	返還年数	月払い	半年払い	年払い
円		円	円	円
2,112,000	5年	35,200	211,200	422,400
	10年	17,600	105,600	211,200
	15年	11,740	70,400	140,800
	20年	8,800	52,800	105,600

※ 返還年数は貸与総額によって異なります。

2,112,000円を貸与した場合の最長返還年数は20年ですが、例えば100万円を貸与した場合は10年が最長返還年数です。



ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

石川県教育委員会事務局 教育政策課
 学校経営グループ 石川県育英資金担当
 〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地
 TEL (076) 225-1816 (直通)
 FAX (076) 225-1814



石川県HP